

意見を募集します - パブリックコメント -

◎弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

市では、一般廃棄物および産業廃棄物の処分手数料を改正する条例の制定を検討しています。

このたび、条例（案）がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集します。

募集期間 10月1日(木)～11月2日(月)必着

条例案の閲覧場所 環境課（市役所〈上白銀町〉2階）、市役所総合案内所（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター〈末広4丁目〉内）、各出張所

※市民課駅前分室は(土)・(日)と(祝)も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

対 次の①～⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本案に利害関係を有する人

提出方法 所定または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、該当する区分

（**対** ①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料に関する意見」）を明記し、次の①～⑤のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8314、町田字筒井6の2、弘前地区環境整備センター管理棟2階、市環境課町田事業所宛て／②環境課（市役所2階または町田事業所）へ持参（平日のみ）／③F 32-1957／④E kanky@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※わたしの「アイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

その他 記入漏れ等がある場合は意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、条例改正の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問 環境課町田事業所（☎ 32-1952）

◎弘前市中心市街地活性化基本計画（案）

市では、中心市街地の活性化に向け、商業者・行政・関係機関が一体となって取り組んでいく新たな弘前市中心市街地活性化基本計画の策定を進めています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集します。

募集期間 10月13日(火)～11月4日(水)必着

計画(案)の閲覧場所 商工労政課（市役所〈上白銀町〉5階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター〈末広4丁目〉内）、各出張所

※市民課駅前分室は(土)・(日)と(祝)も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

対 次の①～⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本案に利害関係を有する人

提出方法 所定または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、該当する区分（**対** ①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「弘前市中心市街地活性化基本計画（案）」への意見）を明記し、次の①～⑤のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、商工労政課宛て／②商工労政課（市役所5階）へ持参／③F 35-1105／④E shoukou@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※わたしの「アイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

その他 記入漏れ等がある場合は、意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問 商工労政課（☎ 35-1135）

弘前市文化芸術推進審議会の委員を募集

市民の声を幅広く文化芸術振興に反映させるとともに、柔軟な発想による意見を求めるため、弘前市文化芸術推進審議会委員を募集します。

応募資格 市内に在住する18歳以上の市民（現職の市議会議員、市職員〈退職者含む〉、市の他の付属機関の委員を除く）で、平日の日中に年2回程度開催する会議に出席できる人

募集人員 1人程度

任期 委嘱の日から2年間

報酬など 会議1回の出席につき、1万円の報酬と交通費相当額を支給

応募方法 次の①～⑤を明記した応募用紙（任意様式）を郵送、持参、ファクス、Eメールのいずれかで提出／10月30日(金)必着

①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・電話番号・職業（就業者の場合は、勤務先または所属団体等の名称・所在地など）

②文化芸術活動歴（活動実績、文化芸術団体等の役員

歴、大会等の運営実績、取得資格などがある場合は具体的に記載を）

③現在、県および他の市町村において審議会等の委員をしている場合は、その審議会等の名称と在任期間

④応募の動機または自己PR

⑤市の文化芸術振興に関する意見、提言等（800字程度）

その他 参考様式は市ホームページに掲載しているほか、文化振興課（市役所5階）、市民会館（下白銀町）、弘前文化センター（下白銀町）、岩木文化センター（賀田1丁目）、百石町展示館、市民文化交流館（ヒロロ〈駅前町〉3階）でも配布しています／応募書類は返却しません／書類選考で決定後、結果は応募者全員に通知します／委員に選任された人は委員名簿等に記載し、市ホームページで公表します。

問 文化振興課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎ 40-7015、F 35-1105、E bunkashinkou@city.hirosaki.lg.jp）

令和9年度 就学援助の申請を受け付け

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の就学費用を一部援助します。申請は学校などで随時受け付けていますが、令和9年4月から援助を受けるためには、令和9年3月までに申請して審査を受ける必要があります。

対 市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、次の①～⑦のいずれかに該当する人

①生活保護が停止または廃止となった人／②世帯全員が市民税所得割非課税の人／③国民年金保険料が全額免除の人／④児童扶養手当の全部支給を受けている（一部支給停止されていない）人／⑤市民税が減免決定された人／⑥国民健康保険料が減免決定された人／⑦そのほか、経済的に就学に困難な状況が認められる人（学校などを通じて確認します）

※市立小・中学校以外に就学している場合でも、児童・生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、お問い合わせください。

申請に必要なもの 令和8年1月2日以降に転入した人…前住地の令和8年度所得課税証明書／市民税・国民健康保険料の減免を受けていて申請する人…減免決定通知書

問 学務健康課（岩木庁舎3階、☎ 82-1643）／学務健康課弘前分室（こども家庭課内、市役所1階）

令和9年度 弘前市奨学生の募集

対 経済的な理由により修学が困難で、次の①および②に該当する人

①市内に住所がある家庭の被扶養者で、令和9年度に高等学校以上の学校（専門学校を含む）に在学している人（見込みを含む）

②他の奨学金の貸与または給付を受けていない人

貸与期間 令和9年4月分から在学する学校の正規の修学期間

奨学金の額(例) 入学一時金…7万2,000円～24万円／貸与月額…1万円～4万円

※上記は一例であり、学校種別、修学期間で金額が異なります。

返還方法 卒業後1年経過してから10年以内で、年賦・半年賦・月賦のいずれか（無利息）

申 申請書に必要書類を添えて、教育総務課（岩木庁舎3階）または学務健康課弘前分室（こども家庭課内、市役所1階）に提出を／11月30日(月)まで

条件を満たすことで、最大で入学一時金相当額の返還免除制度もあります。詳細は市ホームページで確認を。

問 教育総務課（☎ 82-1639）

